

第三号議案

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の六中「百分の二百十」を「百分の三百十五」に改める。

第二十五条第一項中「六の項、十二の項及び十三の項」を「五の項」に改め、「又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員」を削り、同条第二項中「二の項に掲げる場合にあつては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の六の項及び七の項に掲げる場合にあつては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の八の項」を「七の項」に、「九の項」を「八の項」に改め、同条第三項及び第四項中「六の項、十二の項及び十三の項」を「七の項、十三の項及び十四の項」に、「四の項、六の項及び七の項」を「三の項、五の項及び六の項」に改める。

第三十四条第二項の表の第二條第二項の項中「県教育委員会」を「市町村教育委員会」に、「市町村教育委員会」を「県教育委員会」に改める。

別表第二中十四の項を十五の項とし、同表の十三の項の原因の欄中「五の項」を「四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表中十二の項を十三の項とし、八の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の七の項の原因の欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項を同表の八の項とし、同表の六の項の休暇の期間の欄中「（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）」を削り、同項を同表の七の項とし、同表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

<p>五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において、会計年度任用職員の当該年度の勤務日数に応じて、別表第一の一年間の勤務日数の区分ごとに同表の継続勤務年数の部の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間</p>
<p>五 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）を行う場合</p> <p>ロ その子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い</p>	<p>一の年度において五日（その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）の範囲内の日又は時間</p>

別表第三中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、同項の次に次のように加える。

又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話をを行う場合

ハ その子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

別表第三中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を八の項とする。

第一号様式中「淋盥」を「甚淋盥」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の仕事と生活の両立支援のため、子の看護休暇等の任期等による取得要件を緩和するとともに、子の看護休暇の対象となる子の年齢の上限の引上げ等を行いたいので提案する。

○ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第十八条の五（略） （勤勉手当の成績率） 第十八条の六 成績率は、百分の三百十五以下の範囲内で、県教育委員会が定める。 第十九条～第二十四条（略） （年次有給休暇以外の休暇） 第二十五条 所属長は、会計年度任用職員（別表第二の五の項）に掲げる場合にあつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員 に掲げる場合にあつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員（別表第三の七の項）に限る。）に対し、同表の上欄に掲げる原因に 応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 所属長は、会計年度任用職員（別表第三の七の項）</p>	<p>第一条～第十八条の五（略） （勤勉手当の成績率） 第十八条の六 成績率は、百分の二百十以下の範囲内で、県教育委員会が定める。 第十九条～第二十四条（略） （年次有給休暇以外の休暇） 第二十五条 所属長は、会計年度任用職員（別表第二の六の項、十二の項及び十三の項）に掲げる場合にあつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に限る。）に対し、同表の上欄に掲げる原因に 応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 所属長は、会計年度任用職員（別表第三の二の項）に掲げる場合にあつては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の六の項及び七の項に掲げる場合にあつては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の八の項に掲げる場合にあつては同項の申出において指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六箇月を経過する日までの間にその任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び県教育委員会の任命に係る職に引き続き任用されることが明らかでない会計年度任用職員に、同表の九の項に掲</p>

ける場合にあつては一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員に限る。)に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 別表第二の七の項、十三の項及び十四の項並びに別表第三の三の項、五の項及び六の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。

4 別表第二の七の項、十三の項及び十四の項並びに別表第三の三の項、五の項及び六の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第二十六条〜第三十三条 (略)
(県費負担教職員の適用の特例)

第三十四条 (略)

2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二条第二項	所属長	市町村教育委員会
(略)	教育人事課長	県教育委員会
(略)	(略)	(略)

第三十五条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第二十五条関係)

原因	休暇の期間
----	-------

ける場合にあつては一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員に限る。)に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 別表第二の六の項、十二の項及び十三の項並びに別表第三の四の項、六の項及び七の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。

4 別表第二の六の項、十二の項及び十三の項並びに別表第三の四の項、六の項及び七の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第二十六条〜第三十三条 (略)
(県費負担教職員の適用の特例)

第三十四条 (略)

2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二条第二項	所属長	県教育委員会
(略)	教育人事課長	市町村教育委員会
(略)	(略)	(略)

第三十五条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第二十五条関係)

原因	休暇の期間
----	-------

一～四 (略)	(略)
五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において、会計年度任用職員の当該年度の勤務日数に並び、別表第一の一年間の勤務日数の区分ごとに同表の継続勤務年数の部の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間
六 (略)	(略)
七 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度 五日（当該通院等が体外受精その他の教育人事課長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
八 妊娠中又は出産後一年以内の	(略)

一～四 (略)	(略)
五 (新設)	(新設)
六 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において、当該通院等が体外受精その他の教育人事課長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
七 妊娠中又は出産後一年以内の	(略)

<p>女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合</p>	
<p>九十三（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>十四 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の四の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>（略）</p>

別表第三（第二十五条関係）

<p>女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合</p>	
<p>八十二（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>十三 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の五の項において同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>（略）</p>

原因	休暇の期間
一 (略)	(略)
(削る)	(削る)
二(四) (略)	(略)
<p>五 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則(昭和二十六年大分県規則第四十号)別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世</p>	<p>一の年度において五日(その養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が二人以上の場合にあつては、十日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間)の範囲内の日又は時間</p>
原因	休暇の期間
一 (略)	(略)
二 負傷又は疾病(公務上のものを除く。)のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	<p>一の年度において、会計年度任用職員の当該年度の勤務日数に応じて、別表第一の一年間の勤務日数の区分ごとに同表の継続勤務年数の部の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間</p>
三(五) (略)	(略)
(新設)	(新設)

<p>(削る)</p>	<p>話のことをいう。)を行う場合 ロ その子の母子保健法第十二 条第一項若しくは第十三条第 一項に規定する健康診査、学 校保健安全法(昭和三十三年 法律第五十六号)第十一条に 規定する健康診断若しくは予 防接種の付添い又は感染症の 予防のための学校等への出席 停止若しくは学校等の臨時休 業により自宅待機するその子 の世話を行う場合 ハ その子の学校等の行事のう ち、入園、卒園又は入学の式 典その他これに準ずる式典へ の参加をする場合</p>
<p>(削る)</p>	
<p>六 小学校就学の始期に達するま での子(職員の休日休暇及び勤 務時間等に関する条例第十条第 一項第二号の表の備考二及び職 員の休日休暇及び勤務時間等に 関する条例施行規則(昭和二十 六年大分県規則第四十号)別表 第二の十九の項において子に含 まれるものとされる者を含む。 以下この項において同じ。)を 養育する会計年度任用職員が、</p>	
<p>一 の年度において五日(そ の養育する小学校就学の始 期に達するまでの子が二人 以上の場合にあつては、十 日)(勤務日ごとの勤務時 間の時間数が同一でない会 計年度任用職員にあつて は、その者の勤務時間を考 慮し、教育人事課長の定め る時間)の範囲内の日又は 時間</p>	

六〇八	(略)	(略)
七〇九	(略)	(略)

その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のこと）をいう。）又はその子の母子保健法第十二条若しくは第十三条の健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診査若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正

1 規則の概要

この規則は、大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用、報酬その他の給付、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものである。

2 改正理由

会計年度任用職員の仕事と生活の両立支援のため、子の看護休暇等の任期等による取得要件を緩和するとともに、子の看護休暇の対象となる子の年齢の上限の引き上げ等を行うもの

3 改正内容

(1) 休暇制度に関する規定の改正

① 看護休暇等の取得要件の緩和（第25条関係）

要件を緩和する休暇	改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生サポート休暇（有給） ・ 出産補助休暇（有給） ・ 育児参加休暇（有給） ・ 子の看護休暇（無給） ・ 短期介護休暇（無給） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>6 箇月以上の任期が定められている</u> ・ <u>在職している期間が 6 箇月以上</u> 	(廃止)

② 病気休暇の有給化（第25条、別表第2及び別表第3関係）

病気休暇を無給休暇から有給休暇に改める。

③ 看護休暇の見直し（第25条、別表第3関係）

イ 看護休暇の対象となる子の年齢の上限を引き上げるもの

改正前	改正後
<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>	<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>

ロ 子の看護休暇の取得対象に、学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業又は子の入園、卒園又は入学の式典等に参加する場合を加えるもの

(2) 勤勉手当の成績率の改正（第18条の6関係）

一般職員の成績率の改正に伴う改正

(3) その他所要の改正

① 刑法改正に伴う規定の整備

令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役及び禁錮刑が廃止されこれらに代えて拘禁刑が創設されることとなり、同法が令和7年6月1日に施行されることから、様式中の「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

② 第34条の表の修正

4 施行期日

令和7年4月1日（令和7年3月31日公布予定）

*ただし、3(3)①の施行日は令和7年6月1日とする。